

# 県立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

和歌山県教育委員会  
令和8年1月

## 1 本計画の趣旨等

近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が、複雑化・多様化するとともに、保護者や地域からの学校や教職員に対する期待が高まっていることなどから、教職員の業務は多忙化している。

教職員のこれまでの働き方を見直し、多忙化を解消することは、こどもと向き合う時間の確保や県民サービスの維持向上につながると同時に、教職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを豊かにする観点からも極めて重要である。

県教育委員会では、第4期教育振興基本計画においても、「教職員の勤務環境の改善」を掲げ、学校における働き方改革の実効性の向上と教職員等が担う業務の適正化をより一層推進していくため、「教職員等の働き方改革推進プラン」を策定し運用していたところであるが、このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に基づき、国の指針（※）を踏まえ、働き方改革の更なる推進に向けて、新たに本計画を策定するものとする。

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日改正）

## 2 現状と課題

県教育委員会では、平成30年5月に「教職員等の働き方改革推進プラン」を策定するとともに、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」により、時間外在校等時間の上限の目安を示し、教職員等の長時間労働の解消に取り組んできた。

しかしながら、令和6年度においても、県立学校の教職員のうち、1箇月時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合は26.1%、80時間を超える教職員の割合は6.5%、となっており、依然として長時間勤務の教職員が多いという実態がある。

こうした状況を踏まえ、教職員が心身ともに健康でやりがいを持ち、こどもと向き合う時間を十分に確保できるよう、勤務環境や体制の整備を進めるとともに、教職員一人ひとりが、勤務時間を意識した働き方を確立することがこれまで以上に重要である。

県教育委員会は、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、こどもたちによりよい教育を行うため、県と市町村の教育委員会や教育に関する関係団体等が一体となって、家庭や地域の理解と協力を得ながら、学校及び教職員の勤務環境の改善等、「働き方改革」をさらに進めていく必要がある。

### 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ① 「学校以外が担うべき業務」に関する取組

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは対応が困難な事案について、スクールロイヤー制度の活用を進めるとともに、学校と県教育委員会が連携して対応する等、学校が教育活動に専念できるよう、トラブルの解決に向けた学校外からの支援を行う。
- ・学校徴収金の徴収及び管理について、事務システムの導入を検討する。
- ・学校警察補導連絡協議会や生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ② 「教師以外が積極的に参画すべき業務」に関する取組

- ・中学校部活動について、和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針により、休日の学校部活動を原則すべて地域移行することを目指すこととしているが、高等学校部活動においても、地域クラブ活動との連携の在り方について研究を進める。
- ・部活動の適正化及び学校の働き方改革も考慮した部活動改革を目指し、部活動指導員の配置や外部指導者の活用等を進める。
- ・学校に対して行っている調査、アンケート等について、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組む。また、回答が必要なものについては、ICTの活用による回答方法の工夫等、事務負担軽減に向けた改善を行うとともに、教育職員と事務職員が適切に業務分担するよう、指導・助言を行う。

##### ③ 「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」に関する取組

- ・授業準備や成績処理等の事務負担を軽減するため、教員業務支援員等の支援スタッフを活用するとともに、校務支援システムや採点支援システム等のICTの積極的な活用を推進する。
- ・ICTを活用した授業の支援や、ICT機器及びネットワーク設備の日常的なメンテナンス等を行うため、ICT支援員の配置拡充等を進める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、特別支援教育支援員、就職指導員等、専門スタッフを配置し、専門的な知見を活用しつつ、教職員と連携・協働した支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

- ・教育課程の編成について、当該学校の指導体制に見合う適切な授業時数であるか点検を行うとともに、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要な改善を図るよう、指導・助言を行う。
- ・学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合を図るとともに、運営方法についても、簡素化や省力化を進めるよう、必要な指導・助言を行う。
- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の取組状況について確認するとともに、点検結果を周知し、必要な改善を図るよう、指導・助言を行う。
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置が本実施計画に適合するものとなるよう、必要な指導・助言を行う。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・1月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員については、産業医による面接指導を実施する。
- ・年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・各学校における長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大や、春季・冬季休業中の設定を推進する。
- ・すべての県立学校においてストレスチェックを実施し、実施結果等を活用して職場環境の改善を推進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職を対象とした研修や、ミドルリーダー層を対象とする研修等、多様な機会において、学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関する内容の研修を充実させる。
- ・教職員の業務の適正化について保護者や地域住民等の理解を促進するため、学校運営協議会において、学校の働き方改革について協議すること等に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- ・各学校において、校務支援システムにより教職員の出退勤時刻を把握し、在校等時間の客観的計測を行う。
- ・毎年度、月別の平均時間外在校等時間及び時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合を県教育委員会のホームページで公表する。
- ・時間外在校等時間が45時間を超えた教職員が多い学校については、該当教職員毎に、その原因や改善策について検証し、学校全体の業務量の標準化と校務効率化が図れるよう、必要な指導・助言を行う。
- ・県教育委員会が主催する会議研修会等について、ペーパーレス化やオンライン開催を含め、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組む。

## 6 目標・評価指標

### (1) 時間外在校等時間

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ③ 1年間における時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合を100%にする。

指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合	73.9%	100%
1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間	32.1時間	30時間程度
1年間における時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合	56.0%	100%

### (2) 「校務の効率化に向けた点検シート」の達成目標

- ① 「達成できた」学校の割合が100%である項目数を全項目とする。

指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「達成できた」学校の割合が100%である項目数	7/21項目中 ※P6資料	全項目

### (3) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等

- ① 教職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を1年につき15日以上にする。

指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1年間の年次有給休暇の平均取得日数	13.2日	15日

- ② 教職員が、こどもとの関わりや自身の専門性を十分に發揮できる環境の中で、仕事にやりがいを感じるとともに、心身の健康が保持され、生き生きと勤務できることを目指す。

目安として、ストレスチェックにおける「働きがい」及び「仕事や生活の満足度」の値が全国平均値以上かつ前年度値以上であること、また、「健康リスク」の値が全国平均値以下かつ前年度値以下であることを目指す。

## 7 進捗管理等

本計画に掲げる取組については、県教育委員会において進捗状況を管理し、取組状況を県教育委員会のホームページに公表するとともに、定例の教育委員会及び和歌山県総合教育会議において報告することとする。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、校務の効率化点検シートの結果や、ストレスチェックの結果から把握する。

また、学校訪問等を通じて学校の状況を把握するとともに、必要な場合は新たな取組を実施する。

## 8 その他

- ・平成30年5月策定の「教職員等の働き方改革推進プラン」は、本計画に統合する。
- ・市町村立学校教職員については、各市町村教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、教職員の働き方改革に資する取組が円滑かつ確実に実施されるよう、各市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言を行う。

## 校務の効率化に向けた各学校の取組の状況

## 「令和6年度 校務の効率化に向けた点検シート」集計結果【県立学校】

	点検項目	達成できた学校	まだ取組中の学校	達成できない学校
①	「子供と向き合うこと」を中心とした組織づくりができているか	96.4%	3.6%	0.0%
②	仕事を一人で抱え込まない校内組織づくりに努めているか	100.0%	0.0%	0.0%
③	特定の教職員に過度の負担がかからないよう業務量を平準化しているか	85.5%	14.5%	0.0%
④	職員の出退勤の時刻を把握しているか	100.0%	0.0%	0.0%
⑤	退勤が極端に遅い教職員への指導をしているか	100.0%	0.0%	0.0%
⑥	年次有給休暇の取得推進と目標設定を行っているか	85.5%	14.5%	0.0%
⑦	「ノー残業デー」を設定しているか	94.5%	5.5%	0.0%
⑧	「ノーアクセス週間」を設定しているか	89.1%	9.1%	1.8%
⑨	ワーカーライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を導入しているか	98.2%	1.8%	0.0%
⑩	会議の開始・終了時間を明確化しているか	100.0%	0.0%	0.0%
⑪	提案、協議、連絡などを整理し、会議資料の事前配付に努めているか	96.4%	3.6%	0.0%
⑫	会議資料等を簡略化することを指導しているか	96.4%	3.6%	0.0%
⑬	不必要的書類の削減を実行しているか	100.0%	0.0%	0.0%
⑭	教職員で保管場所を決め、教材等の共有化を行っているか	98.2%	1.8%	0.0%
⑮	共有フォルダを作成し、文書や学習プリント等の有効活用を行っているか	100.0%	0.0%	0.0%
⑯	職員室では、子供に関する話題が出るような雰囲気となっているか	98.2%	1.8%	0.0%
⑰	子供と向き合う時間確保に向けP D C Aサイクルを実施しているか	89.1%	10.9%	0.0%
⑱	週休日の振替等の制度の周知や記入用紙の保管場所も明示しているか	100.0%	0.0%	0.0%
⑲	部活動の休養日を設定しているか	96.0%	4.0%	0.0%
⑳	部活動の練習時間を設定しているか	94.0%	6.0%	0.0%
㉑	教職員全体での共通理解と学校・家庭・地域が連携・協力を図るように指導しているか	94.4%	5.6%	0.0%

※点検項目については、取組の進捗状況により適宜見直しを行うことがある。